短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針案(短時間・有期雇用労働者に関する部分)

指針案(10月19日部会提出資料からの見え消し)

同一労働同一賃金ガイドライン案(平成28年12月20日)

〇厚生労働省告示第 号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の十一及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第十五条第一項の規定に基づき、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針を次のように定め、平成三十二年四月一日から適用する。ただし、中小事業主(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成三十年法律第七十一号)附則第三条第一項に規定する中小事業主をいう。)については、短時間・有期雇用労働者に係る規定は、平成三十三年四月一日からより適用する。

平成三十年 月 日

厚生労働大臣 根本 匠

短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇 の禁止等に関する指針

目次

第1目的

第2 基本的な考え方

第3 短時間・有期雇用労働者

制定文を追記

同一労働同一賃金ガイドライン案

平成 28 年 12 月 20 日

- 1 基本給
- 2 賞与
- 3 手当
- 4 福利厚生
- 5 その他
- 第4 派遣労働者
 - 1 基本給
 - 2 賞与
 - 3 手当
 - 4 福利厚生
 - 5 その他
- 第5 協定対象派遣労働者
 - 1 賃金
 - 2 福利厚生
 - 3 その他

第1目的

この指針は、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「短時間・有期雇用労働法」という。)第8条及び第9条並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第30条の3及び第30条の4に定める事項に関し、雇用形態又は就業形態に関わらない公

1. 前文

(目的)

○本ガイドライン案は、正規か非正規かという雇用形態にかかわらない均等・均衡待遇を確保し、同一労働同一賃金の実現に向けて策定するものである。同一労働同一賃金は、いわゆる正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消を目指すものである。

<u>正な待遇</u>を確保し、<u>我が国が目指す</u>同一労働同一賃金の実現に向けて定めるものである。

我が国が目指す同一労働同一賃金は、短時間・有期雇用労働法にあっては、同一の事業主に雇用される通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間の不合理と認められる待遇の相違及び差別的取扱いの解消並びにを、労働者派遣法にあっては、派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違及び差別的取扱いの解消(協定対象派遣労働者にあっては、当該協定対象派遣労働者の待遇が労働者派遣法第30条の4第1項のに規定する協定により決定された事項が法に定められた要件を満たすものであること及び当該協定に沿った運用がなされていること)(以下「不合理な待遇の相違の解消等」という。)</u>を目指すものである。

もとより賃金等の<u>待遇</u>は労使<u>の話合い</u>によって決定されることが基本である。しかし、我が国においては<u>、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者と</u>の間には、欧州と比較して大きな<u>待遇の相違</u>がある。政府としては、この問題への対処に当たり、同一労働同一賃金の考え方が広く普及しているといわれる欧州<u>の</u>制度の実態も参考としながら<u>政策の方向性等を</u>検証した結果、それぞれの国の労働市場全体の構造に応じた政策とすることが重要<u>であるとの</u>示唆を得た。

我が国<u>においては</u>、基本給をはじめ、賃金制度の決まり方<u>には</u> 様々な要素が組み合わされている場合も多いため、まずは、各<u>事業</u> 主において、職務の内容や職務に必要な能力等の内容を明確化する

- 〇もとより賃金等の<u>処遇</u>は労使によって決定されることが基本である。しかし、我が国においては<u>正規雇用労働者と非正規雇用労働者</u>の間には欧州と比較して大きな<u>処遇差</u>がある。政府としては、この問題の対処に当たり、同一労働同一賃金の考え方が広く普及しているといわれる欧州制度の実態も参考としながら検証した結果、それぞれの国の労働市場全体の構造に応じた政策とすることが重要との示唆を得た。
- 〇我が国<u>の場合</u>、基本給をはじめ、賃金制度の決まり方<u>が</u>様々な 要素が組み合わされている場合も多いため、<u>同一労働同一賃金</u> の実現に向けて、まずは、各企業において、職務や能力等の明

とともに、その職務の内容や職務に必要な能力等の内容と賃金等の待遇との関係を含めた待遇の体系全体を、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者を含む労使の話合いによって確認し、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者を含む労使で共有することが肝要である。また、派遣労働者については、雇用関係にある派遣元事業主と指揮命令関係にある派遣先とが存在するという特殊性があり、これらの関係者が不合理と認められるな待遇の相違の解消等に向けて認識を共有することが求められる。

今後、各<u>事業主</u>が職務<u>の内容や職務に必要な</u>能力等の内容の明確 化<u>及びその</u>公正な評価を<u>実施</u>し、それに<u>基づく待遇の体系</u>を、労使 の話合いにより、可能な限り速やかに<u>、かつ、計画的に</u>構築してい くことが望ましい。

通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められるな らず、福利厚生、キャリア形成、職業能力の開発及び向上等を含めた取組が必要であり、特に、職業能力の開発及び向上の機会の拡大は、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の職業に必要な技能及び知識の蓄積により、それに対応した職務の高度化や通常の労働者への転換を見据えたキャリアパスの構築等と併せて、生産性の向上と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の待遇の改善につながるため、重要であることに留意すべきである。

このような通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められるな待遇の相違の解消等の取組を通じて、労働者がどのような雇用形態及び就業形態を選択しても納得

確化<u>と</u>その職務や能力等と賃金等の待遇との関係を含めた<u>処遇</u> 体系全体を労使の話<u>し</u>合いによって<u>、それぞれ</u>確認し、<u>非正規</u> 雇用労働者を含む労使で共有することが肝要である。

- ○今後、各<u>企業</u>が職務や能力等の内容の明確化<u>と、それに基づく</u> 公正な評価を<u>推進</u>し、それに<u>則った賃金制度</u>を、労使の話し合 いにより、可能な限り速やかに構築していくことが<u>、同一労働</u> 同一賃金の実現には望ましい。
- 〇不合理な待遇<u>差</u>の解消に向けては、賃金のみならず、福利厚生、キャリア形成・能力開発<u>など</u>を含めた取組が必要であり、特に、<u>能力開発</u>機会の拡大は、<u>非正規雇用労働者の能力・スキル開発</u>により、生産性の向上と<u>処遇</u>改善につながるため、重要であることに留意すべきである。

〇このような<u>正規雇用労働者</u>と非正規雇用労働者の間の不合理な 待遇<u>差</u>の解消の取り組みを通じて、どのような雇用形態を選択 しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に <u>できる待遇</u>を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにし、我が国から「非正規」という言葉を一掃することを目指す。

第2 基本的な考え方

この指針は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間に待遇の相違が存在する場合に、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものであり、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものでないのか等の原則となる考え方及び具体例を示したものである。事業主が、第3から第5までに記載された原則となる考え方等に反した場合、当該待遇の相違が不合理と認められる等の可能性がある。なお、この指針に原則となる考え方が示されていない退職手当、住宅手当、家族手当等の待遇や、具体例に該当しない場合についても、不合理と認められるな待遇の相違の解消等が求められる。このため、各事業主において、労使により、個別具体の事情に応じて待遇の体系について議論していくことが望まれる。

法律が成立したためこの段落は削除

なお、短時間・有期雇用労働法第8条及び第9条並びに労働者派 遣法第30条の3及び第30条の4の規定は、雇用管理区分が複数あ る場合でにあっても、通常の労働者のそれぞれと短時間・有期雇用 労働者及び派遣労働者との間ので不合理と認められるな待遇の相 違の解消等を求めるものである。このため、事業主が、雇用管理区 分を新たに設け、当該雇用管理区分に属する通常の労働者の待遇の 選択できるようにし、我が国から「非正規」という言葉を一掃 することを目指す<u>ものである</u>。

(ガイドライン案の趣旨)

○本ガイドライン案は、いわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのかを示したものである。この際、典型的な事例として整理できるものについては、問題とならない例・問題となる例という形で具体例を付した。なお、具体例として整理されていない事例については、各社の労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれる。

○今後、この政府のガイドライン案をもとに、法改正の立案作業 を進め、本ガイドライン案については、関係者の意見や改正法 案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定する。

参・附帯決議三十三を受け追記

(「低処遇の通常の労働者に関する雇用管理区分を新設したり職務分離等を行ったりした場合でも、非正規雇用労働者と通常の労働者との不合理な待遇の禁止規定や差別的取扱いの禁止規定を回避することはできないものである。 歩針等において明らかにすることについて 労

る旨を、指針等において明らかにすることについて、労 働政策審議会において検討を行うこと。」) 水準を他の通常の労働者よりも低く設定したとしても、当該他の通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間でも不合理と認められるな待遇の相違の解消等を行う必要がある。また、事業主はが、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間で職務の内容等を分離した場合であっても、当該通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間ので不合理と認められるな待遇の相違の解消等を行う必要がある。

さらに、短時間・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく通常 の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理 と認められるな待遇の相違の解消等の目的は、短時間・有期雇用労 働者及び派遣労働者の待遇の改善である。事業主が、通常の労働者 と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認めら れるな待遇の相違の解消等に対応するため、就業規則を変更するこ とにより、その雇用する労働者の労働条件を不利益に変更する場 合、労働契約法(平成19年法律第128号)第9条の規定に基づき、 原則として、労働者と合意する必要がある。また、労働者と合意す ることなく、就業規則の変更により労働条件を労働者の不利益に変 更する場合、当該変更は、同法第 10 条の規定に基づき、当該変更 に係る事情に照らして合理的なものである必要がある。ただし、短 時間・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく通常の労働者と短 時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる な待遇の相違の解消等の目的に鑑みれば、事業主が通常の労働者と 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められ るな待遇の相違の解消等を行うに当たっては、基本的に、労使で合

参・附帯決議三十二を受け追記

(「パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の 三法改正による同一労働同一賃金は、非正規雇用労働者 の待遇改善によって実現すべきであり、各社の労使によ る合意なき通常の労働者の待遇引下げは、基本的に三法 改正の趣旨に反するとともに、労働条件の不利益変更法 理にも抵触する可能性がある旨を指針等において明らか にし、その内容を労使に対して丁寧に周知・説明を行う ことについて、労働政策審議会において検討を行うこ と。」) <u>意することなく通常の労働者の待遇を引き下げることは、望ましい</u> 対応とはいえないことに留意すべきである。

加えて、短時間・有期雇用労働法第8条及び第9条並びに労働者派遣法第30条の3及び第30条の4の規定は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められるな待遇の相違等を対象とするものであり、この指針は、当該通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間に実際に待遇の相違が存在する場合に参照されることを目的としている。このため、そもそも客観的にみて待遇の相違が存在しない場合については、この指針の対象ではない。

第3 短時間·有期雇用労働者

短時間・有期雇用労働法第8条において、事業主は、短時間・有期雇用労働者の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下「職務の内容」という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならないこととされている。

また、短時間・有期雇用労働法第9条において、事業主は、職務 の内容が通常の労働者と同一の短時間・有期雇用労働者であって、 当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇 用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置 が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の

〇<u>また、本ガイドライン案</u>は、<u>同一の企業・団体における、正規</u> <u>雇用労働者と非正規雇用労働者</u>の間の不合理な待遇<u>差を是正することを目的としているため、正規雇用労働者と非正規雇用労働者</u>の間に実際に待遇<u>差</u>が存在する場合に参照されることを目的としている。このため、そもそも客観的に<u>見</u>て待遇<u>差</u>が存在しない場合については、<u>本ガイドライン案は</u>対象<u>としていな</u>い。

2. 有期雇用労働者及びパートタイム労働者

原則となる法律上のルールを説明

<u>範囲で変更されることが見込まれるものについては、短時間・有期</u> <u>雇用労働者であることを理由として、待遇のそれぞれについて、差</u> 別的取扱いをしてはならないこととされている。

短時間・有期雇用労働者の待遇に関して、原則となる考え方及び 具体例は次のとおりである。

1 基本給

(1)基本給<u>であってについて</u>、労働者の<u>能力又は経験</u>に応じて支 給するもの場合

基本給であってについて、労働者の能力又は経験に応じて支給するものについて場合、通常の労働者と同一の能力又は経験を有する短時間・有期雇用労働者には、能力又は経験に応じた部分につき、通常の労働者と同一の基本給を支給しなければならない。また、能力又は経験に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた基本給を支給しなければならない。

(問題とならない例)

イ 基本給について、労働者の<u>能力又は経験</u>に応じて支給しているA社において、ある能力の向上のための特殊なキャリアコースを設定している。<u>通常の労働者</u>であるXは、このキャリアコースを選択し、その結果としてその能力を習得した。<u>短時間</u>労働者であるYは、その能力を習得していない。A社は、その能力に応じた基本給をXには支給し、Yには支給していない。

<u>(1)基本給</u>

①基本給<u>について</u>、労働者の<u>職業経験・能力</u>に応じて支給しようとする場合

基本給<u>について</u>、労働者の<u>職業経験・能力</u>に応じて支給 しようとする場合、無期雇用フルタイム労働者と同一の 職業経験・能力を蓄積している有期雇用労働者又はパー トタイム労働者には、<u>職業経験・能力</u>に応じた部分につ き、同一の支給<u>を</u>しなければならない。また、<u>蓄積して</u> いる職業経験・能力に一定の<u>違い</u>がある場合において は、その相違に応じた支給をしなければならない。

<問題とならない例①>

・基本給について労働者の<u>職業経験・能力</u>に応じて支給しているA社において、ある<u>職業</u>能力の向上のための特殊なキャリアコースを設定している。無期雇用フルタイム労働者であるXは、このキャリアコースを選択し、その結果としてその<u>職業</u>能力を習得した。<u>これに対し、パートタイム</u>労働者であるYは、その職業能力を習得していない。A社

ロ <u>A</u>社においては、定期的に職務<u>の</u>内容<u>及び</u>勤務地<u>の</u>変更がある<u>通常の労働者</u>の総合職である X は、管理職となるためのキャリアコースの一環として、新卒採用後の数年間、店舗等において、職務<u>の</u>内容<u>及び</u>配置に変更のない<u>短時間</u>労働者である Y の<u>助言</u>を受けながら、Y と同様の定型的な<u>業務</u>に従事している。 <u>A</u>社は X に対し、キャリアコースの一環として従事させている定型的な業務における<u>能力又は経験</u>に応じることなく、Y に比べ基本給を高く支給している。

- ハ <u>A</u>社においては、<u>同一の</u>職場で同一の業務<u>に従事</u>している有期雇用労働者である X と Y のうち、<u>能力又は経験</u>が一定の水準を満たした Y を定期的に職務<u>の</u>内容<u>及び</u>勤務地に変更がある <u>通常の労働者として</u>登用し、<u>その後、</u>職務<u>の</u>内容や勤務地に変更があることを理由に、X に比べ基本給を高く支給している。
- 二 A社においては、同一の能力又は経験を有する通常の労働者

は、その<u>職業</u>能力に応じた<u>支給</u>をXには<u>行い</u>、Yには<u>行っ</u> <u>て</u>いない。

<問題とならない例②>

・<u>B</u>社においては、定期的に職務内容や勤務地変更がある無期雇用フルタイム労働者の総合職である X は、管理職となるためのキャリアコースの一環として、新卒採用後の数年間、店舗等において、職務内容と配置に変更のないパートタイム労働者である Y のアドバイスを受けながら Y と同様の定型的な仕事に従事している。 B社は X に対し、キャリアコースの一環として従事させている定型的な業務における職業経験・能力に応じることなく、 Y に比べ高額の基本給を支給している。

<問題とならない例③>

・C社においては、同じ職場で同一の業務<u>を担当</u>している 有期雇用労働者である X と Y のうち、<u>職業経験・能力</u>が一 定の水準を満たした Y を定期的に職務内容<u>や</u>勤務地に変更 がある無期雇用フルタイム労働者に登用し、<u>転換後の賃金</u> <u>を</u>職務内容や勤務地に変更があることを理由に、X に比べ 高い賃金水準としている。

<問題とならない例④>

・D社においては、同じ職業経験・能力の無期雇用フルタイ

であるXと<u>短時間</u>労働者であるYがいるが、XとYに共通して 適用される基準を設定し、<u>就業の時間帯や就業日が日曜日、土</u> 曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日(以下「土日祝日」という。)か否か等の違いに より、時間当たりの基本給に差を設けている。

(問題となる例)

基本給について、労働者の<u>能力又は経験</u>に応じて支給している<u>A</u>社において、<u>通常の労働者</u>である X が有期雇用労働者である Y に比べて多くの経験を有することを理由として、 X に対し、 Y よりも<u>基本給を高く支給</u>しているが、 X のこれまでの経験は X の現在の業務に関連性を持たない。

(2)基本給<u>であってについて</u>、労働者の業績<u>又は</u>成果に応じて支 給するもの場合

基本給であってについて、労働者の業績又は成果に応じて支給するものについて場合、通常の労働者と同一の業績又は成果を有する短時間・有期雇用労働者には、業績又は成果に応じた部分につき、通常の労働者と同一の基本給を支給しなければならない。また、業績又は成果に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた基本給を支給しなければならない。

なお、基本給とは別に、労働者の業績又は成果に応じた手当を 支給する場合も同様である。 <u>ム労働者</u>である X と <u>パートタイム</u> 労働者である Y がいる が、<u>就業時間について、その時間帯や土日祝日か否かなど の違いにより、</u> X と Y に共通に適用される基準を設定し、 時給(基本給)に差を設けている。

<問題となる例>

- ・基本給について労働者の<u>職業経験・能力</u>に応じて支給している<u>E</u>社において、<u>無期雇用フルタイム労働者</u>である X が有期雇用労働者である Y に比べて多くの<u>職業</u>経験を有することを理由として、 X に対して、 Y よりも<u>多額の支給を</u>しているが、 X のこれまでの<u>職業</u>経験は X の現在の業務に関連性を持たない。
- ②基本給<u>について</u>、労働者の業績<u>・</u>成果に応じて支給しようとする場合

基本給<u>について</u>、労働者の業績<u>・</u>成果に応じて支給<u>しよ</u><u>うと</u>する場合、無期雇用フルタイム労働者と同一の業績<u>・</u>成果を<u>出している有期雇用労働者又はパートタイム</u>労働者には、業績<u>・</u>成果に応じた部分につき、同一の支給<u>を</u>しなければならない。また、業績<u>・</u>成果に一定の<u>違</u>いがある場合においては、その相違に応じた支給<u>を</u>しなければならない。

(問題とならない例)

- イ 基本給の一部について、労働者の業績又は成果に応じて支給しているA社において、所定労働時間が通常の労働者の半分の短時間労働者であるXに対し、その販売実績が通常の労働者に設定されている販売目標の半分の数値に達した場合には、通常の労働者が販売目標を達成した場合の半分を支給している。
- ロ <u>A</u>社においては、<u>通常の労働者</u>である X は、<u>短時間</u>労働者である Y と同様の<u>業務</u>に従事しているが、 X は生産効率<u>及び</u>品質の目標値に対する責任を負っており、<u>当該目標値を達成していない</u>場合、待遇上の不利益を課されている。その一方で、 Y は、生産効率<u>及び</u>品質の目標値に対する責任を負っておらず、<u>当該</u>目標値を達成していない場合にも、待遇上の不利益を課されていない。 <u>A</u>社は、<u>待遇上の不利益</u>を課していることとの<u>見合い</u>に応じて、 X に Y に比べ基本給を高く支給している。

(問題となる例)

基本給の一部について、労働者の業績又は成果に応じて支給しているA社において、通常の労働者が販売目標を達成した場合に行っている支給を、短時間労働者であるXについて通常の

<問題とならない例①>

・基本給の一部について労働者の業績・成果に応じて支給しているA社において、フルタイム労働者の半分の勤務時間のパートタイム労働者であるXに対し、無期雇用フルタイム労働者に設定されている販売目標の半分の数値に達した場合には、無期雇用フルタイム労働者が販売目標を達成した場合の半分を支給している。

<問題とならない例②>

・<u>B</u>社においては、無期雇用フルタイム労働者である X は、パートタイム労働者である Y と同様の仕事に従事しているが、 X は生産効率 や品質の目標値に対する責任を負っており、目標が未達の場合、処遇上のペナルティを課されている。一方、 Y は、生産効率や品質の目標値の達成の責任を負っておらず、生産効率が低かったり、品質の目標値が未達の場合にも、処遇上のペナルティを課されていない。 B 社は X に対し Y に比べ、ペナルティを課していることとのバランスに応じた高額の基本給を支給している。

<問題となる例>

・基本給の一部について労働者の業績・成果に応じて支給している<u>C</u>社において、無期雇用フルタイム労働者が販売目標を 達成した場合に行っている支給を、パートタイム労働者であ <u>労働者と同一の販売目標を設定し、それを達成しない</u>場合には 行っていない。

(3)基本給であってについて、労働者の勤続年数に応じて支給するもの場合

基本給であってについて、労働者の勤続年数に応じて支給する ものについて場合、通常の労働者と同一の勤続年数である短時間・有期雇用労働者には、勤続年数に応じた部分につき、通常の 労働者と同一の基本給を支給しなければならない。また、勤続年数に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた基本給を支給しなければならない。

(問題とならない例)

基本給について、労働者の勤続年数に応じて支給しているA 社において、<u>期間の定めのある労働契約を更新している</u>有期雇 用労働者であるXに対し、当初の<u>労働</u>契約<u>の</u>開始時から通算し て勤続年数を評価した上で支給している。

(問題となる例)

基本給について、労働者の勤続年数に応じて支給している<u>A</u> 社において、期間の定めのある労働契約を更新している有期雇 る X <u>が無期雇用フルタイム労働者の販売目標に届かない</u>場合には行っていない。

- (注)基本給とは別に、「手当」として、労働者の業績・成 果に応じた支給を行おうとする場合も同様である。
- ③基本給<u>について</u>、労働者の勤続年数に応じて支給 しようとする場合

基本給<u>について</u>、労働者の勤続年数に応じて支給<u>しよう</u>とする場合、無期雇用フルタイム労働者と同一の勤続年数である<u>有期雇用労働者又はパートタイム労働者</u>には、勤続年数に応じた部分につき、同一の支給<u>を</u>しなければならない。また、勤続年数に一定の<u>違い</u>がある場合においては、その相違に応じた支給<u>を</u>しなければならない。

<問題とならない例>

・基本給について労働者の勤続年数に応じて支給しているA社において、有期雇用労働者であるXに対し、<u>勤続年数について</u>当初の<u>雇用</u>契約開始時から通算して勤続年数を評価した上で支給している。

<問題となる例>

・基本給について労働者の勤続年数に応じて支給している<u>B</u>社において、有期雇用労働者であるXに対し、勤続年数につい

用労働者であるXに対し、当初の<u>労働</u>契約<u>の</u>開始時から通算<u>し</u> <u>で勤続年数を評価</u>せず、その時点の<u>労働</u>契約の期間のみにより 勤続年数を評価した上で支給している。

(4) 昇給であってについて、労働者の勤続による能力の向上に応じて行うもの場合

昇給であってについて、労働者の勤続による能力の向上に応じて行うものについて場合、通常の労働者と同様に勤続により能力が向上した短時間・有期雇用労働者には、勤続による能力の向上に応じた部分につき、通常の労働者と同一の昇給を行わなければならない。また、勤続による能力の向上に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた昇給を行わなければならない。

(注)

1 ←通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に賃金の 決定基準・ルールの相違がある場合の取扱い—

通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に基本給、 賞与、各種手当等の賃金に相違がある場合において、その要因として通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールの相違があるときは、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間で将来の役割期待が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」等の主観的又は抽象的な説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の職務の内容、当該職務の内容 <u>て</u>当初の<u>雇用</u>契約開始時から通算せず、その時点の<u>雇用</u>契約 の期間のみの評価により支給している。

④昇給<u>について</u>、勤続による<u>職業</u>能力の向上に応じて行おうとする場合

昇給<u>について</u>、勤続による<u>職業</u>能力の向上に応じて行<u>お</u> う<u>とする場合、無期雇用フルタイム労働者</u>と同様に勤続 により<u>職業</u>能力が向上した<u>有期雇用労働者又はパートタ</u> <u>イム労働者</u>に、勤続による<u>職業</u>能力の向上に応じた部分 につき、同一の昇給を行わなければならない。また、勤 続による<u>職業</u>能力の向上に一定の<u>違い</u>がある場合におい ては、その相違に応じた昇給を行わなければならない。

(注)無期雇用フルタイム労働者と有期雇用労働者又はパートタイム労働者の間に基本給や各種手当といった賃金に差がある場合において、その要因として無期雇用フルタイム労働者と有期雇用労働者又はパートタイム労働者の賃金の決定基準・ルールの違いがあるときは、「無期雇用フルタイム労働者と有期雇用労働者又はパートタイム労働者は将来の役割期待が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」という主観的・抽象的説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの違い

及び配置の変更の範囲その他の事情<u>のうち、当該待遇の性質</u> 及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの 客観的<u>及び</u>具体的な実態に照らして<u>、</u>不合理<u>と認められる</u>も のであってはならない。

2 ←定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱 い—

また、定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違については、実際に両者の間に職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情の相違がある場合は、その相違に応じた賃金の相違は許容される。

さらに、有期雇用労働者が定年に達した後に継続雇用された者であることは、通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理と認められるか否かを判断するに当たり、短時間・有期雇用労働法第8条のその他の事情として考慮される事情に当たりうる。定年に達した後に有期雇用労働者として継続雇用する場合の待遇について、様々な事情が総合的に考慮されて、通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理と認められるか否かが判断されるものと考えられる。したがって、当該有期雇用労働者が

<u>について</u>、職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の 事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであっ てはならない。

また、無期雇用フルタイム労働者と定年後の継続雇用の有期雇用労働者の間の賃金差については、実際に両者の間に職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の違いがある場合は、その違いに応じた賃金差は許容される。なお、定年後の継続雇用において、退職一時金及び企業年金・公的年金の支給、定年後の継続雇用における給与の減額に対応した公的給付がなされていることを勘案することが許容されるか否かについては、今後の法改正の検討過程を含め、検討を行う。

長澤運輸事件最高裁判決を受けて追記

<u>定年に達した後に継続雇用された者であることのみをもっ</u> て、直ちに通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇 の相違が不合理ではないと認められるものではない。

- 2 賞与<u>であって、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給</u> するもの
- (1) 賞与について、会社の業績等への<u>労働者の</u>貢献に応じて支 給する場合

賞与であってについて、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについて場合、通常の労働者と同一の貢献である短時間・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、通常の労働者と同一の賞与を支給しなければならない。また、貢献に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた賞与を支給しなければならない。

(問題とならない例)

- イ 賞与について、会社の業績等への<u>労働者の</u>貢献に応じて支給しているA社において、<u>通常の労働者</u>であるXと同一の会社 0業績等への貢献がある有期雇用労働者であるYに対し、Xと同一の賞与を支給している。
- ロ <u>A</u>社においては、<u>通常の労働者</u>であるXは、生産効率<u>及び</u> 品質の目標値に対する責任を負っており、当該目標値を達成

(2) 手当

①賞与<u>について</u>、会社の業績等への貢献に応じて支給しようとする場合

賞与<u>について</u>、会社の業績等への貢献に応じて支給<u>しようとする場合、無期雇用フルタイム労働者</u>と同一の貢献である<u>有期雇用労働者又はパートタイム労働者</u>には、貢献に応じた部分につき、同一の支給<u>を</u>しなければならない。また、貢献に一定の<u>違い</u>がある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

<問題とならない例①>

・賞与について、会社の業績等への貢献に応じた支給をしているA社において、無期雇用フルタイム労働者であるXと同一の会社業績への貢献がある有期雇用労働者であるYに対して、Xと同一の支給をしている。

<問題とならない例②>

・<u>B</u>社においては、<u>無期雇用フルタイム労働者</u>であるXは、 生産効率や品質の目標値に対する責任を負っており、目標 していない場合、<u>待遇上の不利益</u>を課されている。<u>その</u>一方で、<u>通常の労働者</u>である Y や、有期雇用労働者である Z は、生産効率及び品質の目標値に対する責任を負っておらず、<u>当該目標値を達成していない</u>場合にも、<u>待遇上の不利益</u>を課されていない。<u>A</u>社は、Xに対しては、賞与を支給しているが、Y や Z に対しては、<u>待遇上の不利益</u>を課していないこととの見合いの範囲内で、賞与を支給していない。

(問題となる例)

- イ 賞与について、会社の業績等への<u>労働者の</u>貢献に応じ<u>て</u>支給している<u>A</u>社において、<u>通常の労働者</u>であるXと同一の会社<u>の</u>業績等への貢献がある有期雇用労働者であるYに対し、 Xと同一の賞与を支給していない。
- ロ 賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支 給しているA社においては、通常の労働者には職務の内容や 会社の業績等への貢献等にかかわらず全員に何らかの賞与 を支給しているが、短時間・有期雇用労働者には支給してい ない。

が未達の場合、<u>処遇上のペナルティ</u>を課されている。一方、<u>無期雇用フルタイム労働者</u>である Y や、有期雇用労働者である Z は、生産効率 <u>や</u>品質の目標値<u>の達成の</u>責任を負っておらず、<u>生産効率が低かったり、品質の</u>目標値<u>が未達の場合にも、処遇上のペナルティ</u>を課されていない。<u>B</u>社は X に対して賞与を支給しているが、 Y や Z に対しては、ペナルティを課していないこととの見合いの範囲内で、支給していない。

<問題となる例①>

・賞与について、会社の業績等への貢献に応じた支給をしている<u>C</u>社において、無期雇用フルタイム労働者であるXと同一の会社業績への貢献がある有期雇用労働者であるYに対して、Xと同一の支給をしていない。

<問題となる例②>

・賞与について、<u>D</u>社においては、<u>無期雇用フルタイム労働者</u>には職務内容や貢献等にかかわらず全員に支給しているが、<u>有期雇用労働者又はパートタイム労働者</u>には支給していない。

3 手当

(1)役職手当であってについて、役職の内容に対して支給する もの場合

役職手当<u>であって</u>について、役職の内容に対して支給する<u>ものについて場合</u>、通常の労働者と同一の内容の役職に就く<u>短時間・有期雇用労働者</u>には、通常の労働者と同一の役職手当を支給しなければならない。また、役職の内容に一定の<u>相違</u>がある場合においては、その相違に応じた<u>役職手当を</u>支給しなければならない。

(問題とならない例)

- イ 役職手当について、役職の内容に対して支給しているA 社において、通常の労働者であるXの役職と同一の役職名 (例えば、店長)であって同一の内容(例えば、営業時間中 の店舗の適切な運営)の役職に就く有期雇用労働者である Yに対し、同一の役職手当を支給している。
- 口 役職手当について、役職の内容に対して支給しているA 社において、通常の労働者であるXの役職と同一の役職名 であって同一の内容の役職に就く短時間労働者であるY に、所定労働時間に比例した役職手当(例えば、所定労働時間が通常の労働者の半分の短時間労働者にあっては、通常 の労働者の半分の役職手当)を支給している。

②役職手当について、役職の内容、責任の範囲・程度に対して支給しようとする場合

役職手当<u>について</u>、役職の内容<u>、責任の範囲・程度</u>に対して支給<u>しようと</u>する<u>場合、無期雇用フルタイム労働者</u>と同一の役職<u>・責任</u>に就く<u>有期雇用労働者又はパートタイム労働者</u>には、同一の支給<u>を</u>しなければならない。また、役職の内容<u>、責任</u>に一定の<u>違い</u>がある場合においては、その相違に応じた支給<u>を</u>しなければならない。

<問題とならない例①>

・役職手当について役職の内容、責任の範囲・程度に対して支給しているA社において、無期雇用フルタイム労働者である Xと同一の役職名(例:店長)で役職の内容・責任も同一で ある役職に就く有期雇用労働者であるYに、同一の役職手当 を支給している。

<問題とならない例②>

・役職手当について役職の内容、責任の範囲・程度に対して支給しているB社において、無期雇用フルタイム労働者である Xと同一の役職名 (例:店長)で役職の内容・責任も同じ (例:営業時間中の店舗の適切な運営)である役職に就く有 期雇用パートタイム労働者であるYに、時間比例の役職手当 (例えば、労働時間がフルタイム労働者の半分のパートタイ

(問題となる例)

役職手当について、役職の内容に対して支給している<u>A</u>社において、<u>通常の労働者</u>である X <u>の役職</u>と同一の役職名で<u>あって</u>同一の内容の役職に就く有期雇用労働者である Y に、 X に比べ役職手当を低く支給している。

(2)業務の危険度又は作業環境に応じて支給される特殊作業手 当

通常の労働者と同一の危険度又は作業環境の業務に<u>従事する短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の特殊作業手当を</u>支給しなければならない。

(3)交替制勤務等の勤務形態に応じて支給される特殊勤務手当

通常の労働者と同一の勤務形態で業務に<u>従事する短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の特殊勤務手当を</u>支給しなければならない。

(問題とならない例)

イ A社においては、通常の労働者か短時間・有期雇用労働

<u>ム</u>労働者には、<u>フルタイム労働者</u>の半分の役職手当)を支給 している。

<問題となる例>

- ・役職手当について役職の内容、責任の範囲・程度に対して支給しているC社において、無期雇用フルタイム労働者である Xと同一の役職名(例:店長)で役職の内容・責任も同一で ある役職に就く有期雇用労働者であるYに、Xに比べて低額 の役職手当を支給している。
- ③業務の危険度又は作業環境に応じて支給される特 殊作業手当

無期雇用フルタイム労働者と同一の危険度又は作業環境の業務に<u>当たる有期雇用労働者又はパートタイム労働者</u>には同一の支給をしなければならない。

④交替制勤務<u>など</u>勤務形態に応じて支給される特殊 勤務手当

無期雇用フルタイム労働者と同一の勤務形態で業務に<u>当</u>たる有期雇用労働者又はパートタイム労働者には同一の支給をしなければならない。

<問題とならない例①>

・A社においては、無期雇用フルタイム労働者・有期雇用労働

者かの別を問わず、<u>就業する時間帯又は</u>曜日を特定して<u>就</u>業する労働者には<u>労働者の</u>採用が難しい時間帯(例えば、早朝若しくは深夜)又は曜日(例えば、土日祝日)に就業する場合に時給に上乗せして特殊勤務手当を支給するが、それ以外の労働者には時給に上乗せして特殊勤務手当を支給していない。

ロ <u>A</u>社においては、<u>通常の労働者</u>である X <u>について</u>は、入社に当たり、交替制勤務に従事することは必ずしも確定しておらず、<u>業務の繁閑等</u>生産の都合に応じて通常勤務<u>又は</u>交替制勤務<u>のいずれにも</u>従事する<u>可能性が</u>あり、交替制勤務に従事した場合に限り特殊勤務手当が支給されている。<u>短時間</u>労働者である Y <u>について</u>は、採用に当たり、交替制勤務に従事することを明確にし、かつ、基本給に、通常の労働者に支給される特殊勤務手当と同一の交替制勤務の負荷分を盛り込み、通常勤務のみに従事する短時間</u>労働者に比べ基本給<u>を高く支給している。A社は</u> X には特殊勤務手当を支給しているが、Yには支給していない。

(4)精皆勤手当

通常の労働者と業務の内容が同一の短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の精皆勤手当を支給しなければなら

者・パートタイム労働者の別を問わず、<u>勤務</u>曜日・時間を特定して<u>勤務</u>する労働者に<u>ついては、採用が難しい曜日(土日祝祭日)や時間帯(</u>早朝・深夜<u>)の</u>時給<u>を</u>上乗せして支給するが、それ以外の労働者には<u>そのような上乗せ支給はしない</u>。

<問題とならない例②>

・B社においては、無期雇用フルタイム労働者であるXは、入社に当たり、交替制勤務に従事することは必ずしも確定しておらず、生産の都合等に応じて通常勤務に従事することもあれば、交替制勤務に従事することもあり、交替制勤務に従事した場合に限り特殊勤務手当が支給されている。パートタイム労働者であるYは、採用に当たり、交替制勤務に従事することが明確にされた上で入社し、無期雇用フルタイム労働者に支給される特殊勤務手当と同一の交替制勤務の負荷分が基本給に盛り込まれており、実際に通常勤務のみに従事するパートタイム労働者に比べ高い基本給が支給されている。Xには特殊勤務手当が支給されているが、Yには支給されていない。

⑤精皆勤手当

無期雇用フルタイム労働者と業務内容が同一の<u>有期雇用</u> 労働者又はパートタイム労働者には同一の支給をしなけ ない。

(問題とならない例)

A社においては、考課上、欠勤についてマイナス査定を行い、かつ、<u>そのことを待遇に</u>反映<u>する通常の労働者</u>である Xには、一定の日数以上出勤した場合に精皆勤手当を支給<u>している</u>が、考課上、欠勤についてマイナス査定を行っていない有期雇用労働者である Yには、マイナス査定を行っていないこととの見合いの範囲内で、精皆勤手当を支給していない。

(5) 時間外労働に対して支給される手当

通常の労働者の所定労働時間を超えて、通常の労働者と同一の時間外労働を行った短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者の所定労働時間を超えた時間につき、通常の労働者と同一の割増率等で、時間外労働に対して支給される手当を支給しなければならない。

(6) 深夜労働又は休日労働に対して支給される手当

通常の労働者と同一の深夜労働又は休日労働を行った短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の割増率等で、 深夜労働又は休日労働に対して支給される手当を支給しなければならない。 ればならない。

<問題とならない例>

・A社においては、考課上、欠勤についてマイナス査定を行い、かつ、<u>処遇</u>反映<u>を行っている無期雇用フルタイム労働者</u>であるXには、一定の日数以上出勤した場合に精皆勤手当を支給<u>する</u>が、考課上、欠勤についてマイナス査定を行っていない有期雇用労働者であるYには、マイナス査定を行っていないこととの見合いの範囲内で、精皆勤手当を支給していない。

6時間外労働手当

無期雇用フルタイム労働者の所定労働時間を超えて同一の時間外労働を行った有期雇用労働者又はパートタイム労働者には、無期雇用フルタイム労働者の所定労働時間を超えた時間につき、同一の割増率等で支給をしなければならない。

⑦深夜・休日労働手当

無期雇用フルタイム労働者と同一の深夜・休日労働を行った<u>有期雇用労働者又はパートタイム労働者</u>には、同一の割増率等で支給をしなければならない。

(問題とならない例)

A社においては、<u>通常の労働者</u>であるXと<u>時間数及び職務</u> <u>の内容が同一の</u>深夜<u>労働又は</u>休日労働を行った<u>短時間</u>労働者であるYに、同一の深夜<u>労働又は</u>休日労働<u>に対して支給され</u>る手当を支給している。

(問題となる例)

<u>A</u>社においては、<u>通常の労働者</u>である X と <u>時間数及び職務</u> <u>の内容が同一の</u>深夜<u>労働又は</u>休日労働を行った<u>短時間</u>労働者 である Y に、<u>深夜労働又は休日労働以外の労働</u>時間が短いことから、深夜<u>労働又は</u>休日労働<u>に対して支給される</u>手当の単価を通常の労働者より低く設定している。

「採用圏を限定」すること は公正な採用選考との関係 で問題があるため、事例を 修正

(7) 通勤手当及び出張旅費

短時間・有期雇用労働者にも、通常の労働者と同一の<u>通勤手</u> 当及び出張旅費を支給しなければならない。

(問題とならない例)

イ/A社においては、本社の採用である労働者に対しては、交 通費実費の全額に相当する通勤手当を支給しているが、それ

<問題とならない例>

・A社においては、無期雇用フルタイム労働者であるXと同じ時間、深夜・休日労働を行ったパートタイム労働者であるYに、同一の深夜・休日労働手当を支給している。

<問題となる例>

・<u>B</u>社においては、<u>無期雇用フルタイム労働者</u>であるXと<u>同じ時間、</u>深夜・休日労働を行ったパートタイム労働者であるYに、<u>勤務</u>時間が短いことから、深夜・休日労働手当の単価<u>も</u>フルタイム労働者より低くしている。

⑧通勤手当・出張旅費

有期雇用労働者又はパートタイム労働者にも、無期雇用 フルタイム労働者と同一の支給をしなければならない。

<問題とならない例①>

・A社においては、<u>採用圏を限定していない無期雇用フルタイ</u> ム労働者については、通勤手当は交通費実費の全額を支給し ぞれの店舗の採用である労働者に対しては、当該店舗の近隣から通うことができる交通費に相当する額に通勤手当の上限を設定して当該上限の額の範囲内で通勤手当を支給しているところ、店舗採用の短時間労働者である×が、その後、本人の都合で通勤手当の上限の額では通うことができないところへ転居してなお通い続けている場合には、当該上限の額の範囲内で通勤手当を支給している。

ている<u>。他方、採用圏を</u>近隣<u>に限定しているパートタイム</u>労働者である X が、その後、本人の都合で<u>圏外</u>へ転居し<u>た</u>場合には、<u>圏内の公共交通機関の費用の限りにおいて、</u>通勤手当の支給を行っている。

- 口 <u>A</u>社においては、<u>通勤手当について、</u>所定労働日数が多い (<u>例えば、</u>週4日以上)<u>通常の労働者及び短時間・有期雇用</u> <u>労働者</u>には、月額の<u>定期券の金額に相当する額</u>を支給してい <u>る</u>が、所定労働日数が少ない(<u>例えば、</u>週3日以下)又は出 勤日数が変動する<u>短時間・有期雇用労働者</u>には、日額の交通 費に相当する額を支給している。
- (8) <u>労働時間の途中</u>に食事<u>のための休憩</u>時間が<u>ある</u>労働者に対する食費の負担補助として支給<u>される</u>する食事手当 <u>短時間・有期雇用労働者</u>にも、<u>通常の労働者</u>と同一の<u>食事</u> 手当を支給しなければならない。

(問題とならない例)

A社においては、<u>その労働時間の途中に</u>昼食<u>のための休憩</u> 時間がある通常の労働者である X に支給している食事手当

<問題とならない例②>

- ・<u>B</u>社においては、所定労働日数が多い(週4日以上)無期雇 用フルタイム労働者、有期雇用労働者又はパートタイム労働 者には、月額の定期代を支給するが、所定労働日数が少ない (週3日以下)又は出勤日数が変動する有期雇用労働者又は パートタイム労働者には日額の交通費を支給している。
- ⑨<u>勤務時間内</u>に食事時間が<u>挟まれている</u>労働者に対する食費の負担補助として支給する食事手当 有期雇用労働者又はパートタイム労働者にも、無期雇用 フルタイム労働者と同一の支給をしなければならない。

<問題とならない例>

・A社においては、昼食時間帯を挟んで勤務している無期雇用 フルタイム労働者であるXに支給している食事手当を、午後 を、<u>その労働時間の途中に昼食のための休憩時間がない(例</u> <u>えば、</u>午後2時から<u>午後</u>5時までの勤務<u>)短時間</u>労働者であるYには支給していない。

(問題となる例)

<u>A</u>社においては、<u>通常の労働者</u>であるXには、有期雇用労働者であるYに比べ、食事手当を高く支給している。

(9) 単身赴任手当

<u>通常の労働者</u>と同一の支給要件を満たす<u>短時間・有期雇用</u> <u>労働者</u>には、<u>通常の労働者と</u>同一の<u>単身赴任手当を</u>支給しな ければならない。

(10)特定の地域で働く労働者に対する補償として支給<u>される</u>する地域手当

通常の労働者と同一の地域で働く短時間・有期雇用労働者には、<u>通常の労働者と同一の地域手当を</u>支給しなければならない。

(問題とならない例)

A社においては、<u>通常の労働者</u>であるXに<u>ついて</u>は、全国 一律の基本給<u>の</u>体系<u>を適用し</u>、転勤があることから、地域の 物価等を勘案した地域手当を支給しているが、一方で、有期 2時から5時までの勤務<u>時間のパートタイム</u>労働者であるYには支給していない。

<問題となる例>

・<u>B</u>社においては、<u>無期雇用フルタイム労働者</u>であるXには、 <u>高額の食事手当を支給し、</u>有期雇用労働者であるYに<u>は低額</u> の食事手当を支給している。

⑩単身赴任手当

無期雇用フルタイム労働者と同一の支給要件を満たす<u>有</u>期雇用労働者又はパートタイム労働者には、同一の支給をしなければならない。

①特定の地域で働く労働者に対する補償として支給 する地域手当

無期雇用フルタイム労働者と同一の地域で働く<u>有期雇用</u>労働者又はパートタイム労働者には、同一の支給<u>を</u>しなければならない。

<問題とならない例>

・A社においては、無期雇用フルタイム労働者であるXには全国一律の基本給体系である一方、転勤があることから、地域の物価等を勘案した地域手当を支給しているが、有期雇用労

雇用労働者である Y と 短時間労働者である Z に ついては、それぞれの地域で採用し、それぞれの地域で基本給を設定しており、その中で地域の物価が基本給に盛り込まれているため、地域手当を支給していない。

(問題となる例)

<u>A</u>社においては、<u>通常の労働者</u>である X と有期雇用労働者 である Y <u>に</u>はいずれも全国一律の基本給<u>の</u>体系<u>を適用しており</u>、かつ、いずれも転勤があるにもかかわらず、 Y には地域 手当を支給していない。

4 福利厚生

(1)福利厚生施設(<u>給食施設</u>、休憩室<u>及び</u>更衣室<u>をいう。以下</u> この(1)において同じ。)

<u>通常の労働者</u>と同一の<u>事業所</u>で働く<u>短時間・有期雇用労働者</u>には、通常の労働者と同一の<u>福利厚生施設の</u>利用を認めなければならない。

(2) 転勤者用社宅

通常の労働者と同一の支給要件(例えば、転勤の有無、扶養家族の有無、住宅の賃貸又は収入の額)を満たす短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の転勤者用社宅の利用を認めなければならない。

働者であるYとパートタイム労働者であるZには、それぞれの地域で採用、それぞれの地域で基本給を設定しており、その中で地域の物価が基本給に盛り込まれているため、地域手当は支給していない。

<問題となる例>

・<u>B</u>社においては、無期雇用フルタイム労働者である X と有期雇用労働者である Y はいずれも全国一律の基本給体系であり、かつ、いずれも転勤があるにもかかわらず、 Y には地域手当を支給していない。

(3)福利厚生

①福利厚生施設(食堂、休憩室、更衣室)

無期雇用フルタイム労働者と同一の<u>事業場</u>で働く<u>有期雇</u> 用労働者又はパートタイム労働者には、同一の利用を認 めなければならない。

②転勤者用社宅

無期雇用フルタイム労働者と同一の支給要件(転勤の有無、扶養家族の有無、住宅の賃貸、収入の額など)を満たす有期雇用労働者又はパートタイム労働者には、同一の利用を認めなければならない。

(3) 慶弔休暇<u>並びに</u>健康診断に伴う勤務免除<u>及び当該健康診断</u> <u>を勤務時間中に受診する場合の当該受診時間に係る給与の</u> <u>保障(以下この(3)、第4の4(3)及び第5の2(3)に</u> おいて「有給の保障」という。)

短時間・有期雇用労働者にも、通常の労働者と同一の<u>慶</u>弔休 暇の付与並びに健康診断に伴う勤務免除及び有給の保障を行 わなければならない。

(問題とならない例)

A社においては、<u>通常の労働者</u>である X と同様の出勤日が 設定されている<u>短時間</u>労働者である Y に対しては、<u>通常の労</u> <u>働者</u>と同様に<u>慶</u>用休暇を付与しているが、週2日の勤務の<u>短</u> 時間労働者である Z に対しては、勤務日の振替での対応を基 本としつつ、振替が困難な場合のみ慶用休暇を付与している。

(4)病気休職

短時間労働者(有期雇用労働者である場合を除く。)には、通常の労働者と同一の病気休職の取得を認めなければならない。 また、有期雇用労働者にも、労働契約が終了するまでの期間を踏まえて、病気休職の取得を認めなければならない。

(問題とならない例)

A社においては、労働契約の期間が1年である有期雇用労

③慶弔休暇、健康診断に伴う勤務免除・有給保障

<u>有期雇用労働者又はパートタイム労働者</u>にも、無期雇用 <u>フルタイム労働者</u>と同一の付与をしなければならない。

<問題とならない例>

・A社においては、<u>慶</u>用休暇について、無期雇用フルタイム労働者であるXと同様の出勤日が設定されているパートタイム労働者であるYに対しては、無期雇用フルタイム労働者と同様に付与しているが、週2日の短日勤務のパートタイム労働者であるZに対しては、勤務日の振替での対応を基本としつつ、振替が困難な場合のみ慶弔休暇を付与している。

4病気休職

無期雇用パートタイム労働者には、無期雇用フルタイム 労働者と同一の付与をしなければならない。また、有期 雇用労働者にも、労働契約の残存期間を踏まえて、付与 をしなければならない。

<問題とならない例>

・A社においては、契約期間が1年である有期雇用労働者であ

働者であるXに<u>ついて</u>、病気休職の期間は<u>労働</u>契約<u>の</u>期間<u>が</u> 終了する日までとしている。

(5) 法定外<u>の有給の休暇その他の法定外の</u>休暇(慶弔休暇を除く。) <u>であってについて</u>、勤続期間に応じて<u>取得を</u>認めているもの場合

法定外<u>の有給の休暇その他の法定外の</u>休暇(慶弔休暇を除く。)であってについて、勤続期間に応じて<u>取得を</u>認めている<u>ものについて場合</u>、通常の労働者と同一の勤続期間である<u>短時間・有期雇用労働者</u>には、通常の労働者と同一の法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇を除く。)を付与しなければならない。なお、<u>期間の定めのある労働契約</u>を更新している場合には、当初の労働契約の開始時から通算して勤続期間を評価することを要する。

(問題とならない例)

A社においては、長期勤続者を対象とするリフレッシュ休暇について、業務に従事した時間全体を通じた貢献に対する報償という趣旨で付与していることから、通常の労働者であるXに対しては、勤続10年で3日、20年で5日、30年で7日の休暇を付与しており、短時間労働者であるYに対しては、所定労働時間に比例した日数を付与している。

るXに<u>対し</u>、病気休職の期間は契約期間<u>の</u>終了日までとしている。

⑤法定外<u>年休・</u>休暇(慶弔休暇を除く)<u>について</u>、 勤続期間に応じて認めている場合

法定外<u>年休・</u>休暇(慶弔休暇を除く)<u>について</u>、勤続期間に応じて認めている<u>場合、無期雇用フルタイム労働者</u>と同一の勤続期間である<u>有期雇用労働者又はパートタイム労働者</u>には、同一の付与<u>を</u>しなければならない。なお、<u>有期労働契約</u>を更新している場合には、当初の<u>契約</u>期間から通算し<u>た期間を</u>勤続期間<u>として算定</u>することを要する。

<問題とならない例>

・A社においては、長期勤続者を対象とするリフレッシュ休暇について、業務に従事した時間全体を通じた貢献に対する報償の趣旨で付与していることから、無期雇用フルタイム労働者であるXに対し勤続10年で3日、20年で5日、30年で7日という休暇を付与しており、無期雇用パートタイム労働者であるYに対して、労働時間に比例した日数を付与している。

5 その他

(1)教育訓練であってについて、現在の職務<u>の遂行</u>に必要な技能<u>又は</u>知識を習得するために実施するもの場合

教育訓練であってについて、現在の職務<u>の遂行</u>に必要な技能 又は知識を習得するために実施する<u>ものについて場合、通常の</u> 労働者と職務<u>の</u>内容<u>が同一</u>である<u>短時間・有期雇用労働者</u>に は、<u>通常の労働者と同一の教育訓練を</u>実施しなければならない。また、職務の内容に一定の<u>相違</u>がある場合においては、そ の相違に応じた教育訓練を実施しなければならない。

(2) 安全管理に関する措置及び給付

通常の労働者と同一の業務環境に置かれている<u>短時間・有期</u> 雇用労働者には、通常の労働者と同一の安全管理に関する措置 及び給付をしなければならない。

(4) その他

①教育訓練<u>について</u>、現在の職務に必要な技能<u>・</u>知 識を習得するために実施しようとする場合

教育訓練<u>について</u>、現在の職務に必要な技能<u>・</u>知識を習得するために実施<u>しようと</u>する<u>場合、無期雇用フルタイム労働者と同一の</u>職務内容である<u>有期雇用労働者又はパートタイム労働者</u>には、同一の実施<u>を</u>しなければならない。また、職務の内容<u>、責任</u>に一定の<u>違い</u>がある場合においては、その相違に応じた実施をしなければならない。

②安全管理に関する措置・給付

無期雇用フルタイム労働者と同一の業務環境に置かれている有期雇用労働者又はパートタイム労働者には、同一の支給をしなければならない。